

あなたの家は、大丈夫？

(有)サイシン広告

空き家

のこと
アレコレ

※掲載情報は令和7年2月時点のものです。



空き家を**放置**しておくと
損害賠償・税額の上昇など
大きな**損失**につながるかも!!



行田市

後悔のないお別れを叶えたい。

地域で30年以上の実績

わかりやすい料金プラン

最後まで担当する専任ディレクター

暖かみのある施設空間

事前相談・内覧会を随時開催しています。お気軽にお越しください

不明瞭な追加料金は一切無し。お打ち合わせから葬儀の後のサポートまで、専任担当者が全行程の窓口を務めます。



きらら邸 行田

☎048-553-0058

行田市持田466



ダイリン行田

白川戸会館

☎048-564-6868

行田市白川戸699-1

「入ってよかった」の声を
いただいています。

青空の会 会員募集

会費5,500円(税込)のみで多くの会員特典!!
月々の積立などは一切ございません。

お気軽にご相談ください。



0120-56-3006

24時間365日
通話無料

行田市の他にも鴻巣市・羽生市・加須市・熊谷市の**直営会館** **公営斎場** **安置所** をご利用いただけます。



株式会社 ダイリン

本社 〒361-0006 行田市白川戸 698-5

詳しい情報はコチラ

<https://dairininc.co.jp>



家屋解体 草刈り・樹木伐採

生前整理

不用品回収

暮らしの中のお困りごと、何でもまずはご連絡ください。

TEL 048-554-3873

営業時間／8:00～17:00

見積り
無料

より良い地域と地球環境を次の世代へ



有限会社 新井清掃

〒361-0037 行田市大字下忍221-3

詳しくはWEBでご確認ください。

<https://arai-seisou.co.jp>

- 浄化槽工事登録更新建管 第12-2号 ●浄化槽保守点検業更新埼玉県知事 第5-0057号 ●行田市浄化槽清掃業許可更新指令行環第1号
- 埼玉県産業廃棄物収集運搬業許可更新許可番号01105030612 ●行田市一般廃棄物収集運搬業許可更新(事業系廃棄物他) 指令行環第12号
- 行田市一般廃棄物収集運搬業許可更新(し尿) 指令行環第12号 ●解体工事登録更新建管第10-16号

※その他関連許可多数取得しております。



目次

危険です!! 空き家の放置		2
空き家を所有されている方 適切に管理していますか?	Note 管理状況確認チェックシート	3
空き家に関するQ&A		4・5
お済みですか? 相続登記		6
あなたが所有している 不動産は?	目的・必要な書類・請求先	7
	Note 所有している不動産の情報	7・8
	Note 不動産について伝えておきたいこと	9
	家族信託・生前贈与・遺言書の作成	10
空き家にしないために 事前にできる空き家対策	任意後見制度を活用	11
	Note 遺言書について	12
	Note 任意後見契約について	12
法定相続人の確認	Note 相続の関係図	13
空き家の利活用を考えましょう。		14
行田市空き家利活用補助金		15
老朽化した空き家は、早めの解体で安心を!		16
老朽空き家等を解体する場合に補助金を交付します。		17
行田市空き家等バンク		18
弁護士による法律相談		19
相続おしかけ講座		20

Note マークのあるページは書き込みページです。不動産に関するエンディングノートとしてご利用ください。



高価買取中!!

ブランド時計 ブランドバッグ アクセサリー カメラ
オーディオ 絵画 切手 記念硬貨 骨董 etc.

相続終活専門士 (社)相続終活専門協会 認定 1967 のいるお店!

遺品・生前整理
もお任せください。

出張買取 お電話一本最短30分 出張料・査定料無料 即日現金化

おたからや **ベルク行田南店** ☎048-501-7279 営業時間 10:00~18:00

古物商 埼玉県公安委員会許可 第431230039678号 / 国際特別種事業者番号: 00627号 行田市緑町2-38 おたからや ベルク行田南店



危険です!! 空き家の放置

住んでいた人が亡くなった後、処分も管理もされていない家



●住んでいた人が亡くなった後に適切な管理が行われず、解体などの処分もされないままの「空き家」が様々なトラブルを引き起こし、大きな社会問題となっています。

放置された「空き家」による事故等で、高額の**損害賠償**につながる場合があります。

たとえばこんな危険性が...



火災による隣接家屋への延焼



倒壊や外壁材等の落下による事故

空き家

どうしよう?

○相続でお困りの方 ○不動産の処分にお困りの方
○高く売りたい方 **無料査定いたします!!**

地元密着30年以上 安心安全の**三国ホーム**にご相談ください。

不動産知識豊富な営業が親身に担当させていただきます。

街と人を、しあわせにする家づくり

MIKUNI HOME

株式会社 三国ホーム 吹上店

●先ずはお電話ください。

048-549-3000

〒369-0112 鴻巣市鎌塚2-8-15

9:00~18:00
毎週水曜定休

Mail: fukiage@mikuni-home.co.jp



■埼玉県知事免許(8)第15801号 ■建設業許可/埼玉県知事(般-4)第45968号 ■二級建築士事務所/埼玉県知事(1)第11704号

空き家を所有
されている方

適切に管理していますか？

…………… 空き家の管理は所有者の**責務**です。……………

Note

管理状況確認チェックシート

※できていることを確認して ☒

- ☐ 草木を手入れしていますか？
- ☐ 庭にゴミが散乱していませんか？
- ☐ 屋根や外壁が劣化していませんか？
- ☐ ベランダが劣化していませんか？
- ☐ 不審者が侵入した形跡はありませんか？
- ☐ 換気や水回りの通水をしていますか？
- ☐ 排水溝が詰まっていますか？
- ☐ 定期的に現地へ行き、上記の項目を確認していますか？



メモ：

●必要な管理を怠り周辺の生活環境に悪影響をおよぼす空き家は、法律※に基づいて「特定空き家等」に認定され、市町村から助言・指導、勧告、命令、代執行の措置が講じられる場合があります。

●勧告を受けると固定資産税などの**税額が高くなる**ります。

※空き家等対策の推進に関する特別措置法

ご自身が亡くなった後のお住まいがどうなるか心配な方

相続した家が空き家になってしまっている方 など

ご家族・ご親族と話し合うきっかけとして、この冊子をお役立てください。

家屋解体

早くて 綺麗で 丁寧に!!

を信念に業務を取り扱っています。



(有)田中建材工業

☎048-553-5730

FAX 048-554-8258

〒361-0017 行田市若小玉3888-3 建設業許可：埼玉県知事許可(般-2)第37139号



空き家に関する

Q & A



Q

空き家を管理することになったのですが…

A

- 建物は適正に管理しないと傷んでしまいます。不適切な管理のために他人に被害を与えた場合などは、所有者・管理者の責任が問われることがあります。
- 周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、事前に適切な管理を行いましょう。
- 庭木の剪定など、自分で管理することが難しいときは地元の造園業者などに依頼する方法もあります。

参考ページ…P2・P3



難しい作業は
専門業者に
依頼する方法も

Q

不動産を登記したいのですが…

A

- 不動産の所有者が亡くなった後も所有権の移転登記が行われていないと、様々なトラブルの原因となりますので、適正に登記を行いましょう。
- 共有名義で相続した場合、その後の意見がまとまらず建物を活用できない可能性があります。相続の際には不動産の管理者が誰なのかを明確にしておきましょう。
- 令和6年4月以降、相続登記は義務となりましたので、相続した不動産がある場合は、すみやかに登記の手続きをしてください。

参考ページ…P6～P13

空き家
空き地

の

除草

庭木の剪定

小澤造園緑化

にお任せください!!

☎048-556-0296 ☎080-9214-1321

〒361-0023
行田市長野1-8-32



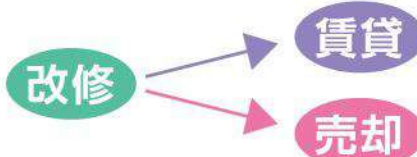
Q

賃貸・売却など空き家を利活用したいのですが…

A

- 地域のために空き家を利活用する場合には、修復費用の一部に「行田市空き家利活用補助金」を利用することができます。
- 空き家を賃貸・売却するには「空き家等バンク」を活用する方法があります。
- 「空き家等バンク」とは、行田市が空き家の賃貸・売却を希望する人から申込を受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度です。

参考ページ…P14・P15・P18 ▯



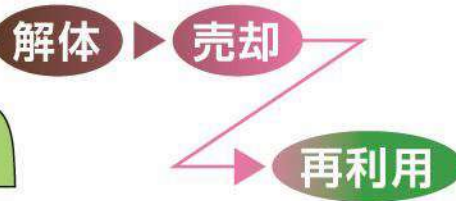
Q

空き家を解体したいのですが…

A

- 空き家を解体することで固定資産税の住宅用地特例が解除され税額が高くなるなどの負担がありますが、解体後は維持費用や管理の負担が減る、売却しやすくなる、また現金化することで遺産分割しやすくなるなどのメリットもあります。
- 老朽空き家の解体には市からの補助金を利用できます。

参考ページ…P16・P17 ▯



小さな工事から大きな工事まで、つねに **丁寧 安心 誠実** に

建物解体 遺品整理

樹木伐採／草刈り／不用品処分・買取り
産業廃棄物収集運搬／ゴミ撤去処理

お問い合わせ ☎ **048-598-3311**

〒360-0801 熊谷市中奈良970-5
<http://www.yoshinogumi.co.jp>

建物総合解体 株式会社 吉野組

埼玉県知事許可(般-6)第72400号／とび・土工工事業、解体工事業／産業廃棄物収集運搬業許可(埼玉県・群馬県・栃木県・東京都)

お済みですか？

相続登記

- 相続登記とは、相続した不動産の登記上の名義変更をすることですが、令和6年3月以前は義務ではなかったために、相続登記をされていない不動産が多く残されています。
- 相続登記をしないまま数世代が経過してしまった不動産は、その間に所有者が不明となってしまう場合もあり、空き家問題を含む様々な問題を引き起こしています。
- これらの問題を防ぐため、令和6年4月より相続登記が義務化されました。
- 相続によって不動産を取得したことを**知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければいけません。



相続登記を行わないと

- ① 法務局の登記官が義務違反を確認すると、相続人に **催告書** が送付されます。
- ② 催告書に記載された期限内に登記がされない場合、登記官から裁判所に義務違反が通知されます。
※登録申請を行えない「正当な理由」があると認められた場合、この通知は行われません。
- ③ 裁判所において要件に該当すると判断されると、過料を科する旨の裁判が行われ、
10万円以下の 過料 が科されます。

相続した不動産がある場合は、早めに相続登記をしましょう。



処分する前に**無料査定**しませんか？
不用品・残置物
買取・回収いたします！
古屋・空き家・
相続物件・引越し時などの
お気軽に、ご相談・お問い合わせください。
店頭買取 出張買取 不要品回収 遺品整理

関東メンテックス株式会社
〒367-0046 埼玉県本庄市栄3丁目2-10
【TEL】0495-23-4334
【Mail】info@maintecs.com
■リサイクル事業部
R-Reuse Market
TEL 0495-71-7581
営業時間 10:00～19:00 定休日 火曜日
〒367-0211 本庄市児玉町吉田林392-1
当社は産業廃棄物収集運搬許可、古物商許可および
空き家相談士・遺品整理士認定の優良企業です。



あなたが所有している不動産は？

- 相続登記がされているかを含め、あなたがどのような不動産（土地・建物）を所有しているか調べてみましょう。



確認に必要な資料と請求先の例

目 的	必要な書類	請求先
土地・建物の名義人を知りたい	・ 登記識別情報通知（登記済権利証） - または登記事項証明書 ・ 公図、地積測量図	さいたま地方法務局 熊谷支局
地番・家屋番号を知りたい		
面積を知りたい		
自分が所有している 土地・建物をすべて知りたい	・ 固定資産税の納税通知 ・ 固定資産課税台帳、名寄帳	行田市役所 税務課

※相続登記や不動産調査について、手続き等に不安があるときは専門家に相談しましょう。

- 調べた結果を記入しておきましょう。

所有している不動産の情報（土地・その他の不動産は次ページ）

Note

お住まいの建物

①	所在地	家屋番号
	名義人 (所有者)	持ち分 (共有の場合)
	将来の希望	
②	所在地	家屋番号
	名義人 (所有者)	持ち分 (共有の場合)
	将来の希望	
③	所在地	家屋番号
	名義人 (所有者)	持ち分 (共有の場合)
	将来の希望	

所有している不動産の情報（建物は前ページ）

Note

お住まいの土地

①	所在地	地番
	名義人 (所有者)	持ち分 (共有の場合)
	将来の希望	
②	所在地	地番
	名義人 (所有者)	持ち分 (共有の場合)
	将来の希望	

その他所有している不動産

①	所在地	家屋番号 地番
	名義人 (所有者)	持ち分 (共有の場合)
	将来の希望	
②	所在地	家屋番号 地番
	名義人 (所有者)	持ち分 (共有の場合)
	将来の希望	
③	所在地	家屋番号 地番
	名義人 (所有者)	持ち分 (共有の場合)
	将来の希望	

※記入項目の調べ方については、前ページを参考にしてください。

リフォームも解体工事も 小沢工業に
お任せください。

☎048-555-3333

FAX 048-556-5217
本社：行田市栄町13-32



「信頼と技術で
社会に貢献する」



総合建設業
小沢工業株式会社



ARCHITECTS STUDIO JAPAN
KUMAGAYA STUDIO

●建設業許可 埼玉県知事許可(特-5)第761号(建築工事業/土木工事業/とび・土工工事業/舗装工事業/内装仕上工事業/解体工事業)
●一級建築士事務所登録 埼玉県知事登録(11)第348号 ●宅地建物取引業許可 埼玉県知事登録(6)第18089号



<http://www.ozawakk.jp>

不動産について伝えておきたいこと

Note

●所有している不動産について相続人等に伝えておきたいことを記載しておきましょう。

近所の人と申し合わせ事項がある（隣地境界・越境物など）

建て替えについて制約がある

道路の権利関係が複雑

その他



解体工事

まずはお気軽にご相談ください

株式会社
エコプロデュース
E C O P R O D U C E

〒369-0103 熊谷市小八林1532
<https://www.eco-pd.com>

不用品回収／遺品整理・生前整理もお任せ!!

一般住宅・マンション・店舗・工場・プラント...どんな解体工事にも対応!!

0493-39-5252 9:00~18:00 / 日曜・祝日定休
FAX 0493-36-2230

〒369-0103 熊谷市小八林1532
<https://www.eco-pd.com>



●建設業許可 埼玉県知事(般)第72362号 ●産業廃棄物収集運搬業許可証 埼玉県知事 01100168478 ●生前整理・遺品整理士認定 第IS23297号 ●石綿作業主任者

空き家に
しないために

事前にできる空き家対策

……… 家族に負担をかけないために今できること ………

家族信託

- 家族・親族など信頼できる人に自分の財産を託して、自分が決めた目的にしたがって、管理・運用や売却などの処分をしてもらう制度です。

生前贈与

- 生前に自分の財産を相続人となる方などに贈与することで、これら財産の管理や処分等の判断、実務をその方に委ねることができます。
※ 贈与税が課税されます。また、遺留分にご注意ください。

遺言書の作成

- 不動産の相続について相続人の間で協議がまとまらないために長期間処分できないことがあります。不動産等の相続人を遺言書で明確にしておくことで、こうした事態を防ぐことができます。

遺言書によって、法定相続人以外の個人や団体に財産を寄付(遺贈)することもできます。

相続と遺贈の違い

相続

死亡によって相続人に財産が移転する。

法定相続人のみ

遺贈

遺言によって財産を渡す相手を決める。

遺言書

個人・団体など
誰でもよい



- **遺言書**は、法律にしたがって正しく作成されていないと**無効**になってしまいますので、ご注意ください。
- その他の対策も法的な手続きを伴いますので、まずは専門家に相談してみましょう。



屋根の **無料診断** 受付中!

雨もり

は家の寿命を縮めます。
屋根のメンテナンスは
お早めに!

自分では見られない屋根。プロのチェックを受けてみませんか?

屋根診断士が調査し、
「**屋根診断書**」を提出します。
※3階や急勾配の屋根など診断できない場合があります。



**雨もり
大丈夫!?**



株式
会社

ベルサイン

☎049-237-6111

<http://bell-sign.com/>

坂戸市紺屋120-102号

一般建設業許可 埼玉県知事許可 第65046号



成年後見制度の1つ 任意後見制度 を活用

成年後見制度とは

- 認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方について、本人の権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで本人の生活をサポートするのが「成年後見制度」です。
- 成年後見制度のうち、本人に判断能力があるうちに契約によって自分の意思を伝えておける「任意後見制度」が空き家対策に有効です。

元気なうちに**任意後見契約**を結びます。

契約で
不動産の管理について
自分の意思を伝えておく
ことで…



万が一認知症等になってしまっても、
その後の法律的手続きをスムーズに進めることができます。

※ 任意後見契約では、不動産に関すること以外も自由に委任する事務の内容を決めることができます。

財産管理に関する法律行為

- ◎ 本人の預貯金の管理・払戻し
- ◎ 年金等の受取、公共料金の支払いなど

身上監護に関する事務

- ◎ 介護サービスの契約締結
- ◎ 福祉関係施設への入所契約締結など

※ 法律の趣旨に反する事柄は委任できません。

法定後見制度について

- 成年後見制度には、任意後見制度の他に「法定後見制度」があります。
- 法定後見制度は、認知症等によってご本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。



遺言書について

Note

遺言書

※該当する項目に ☒

☐ 作成済み ☐ 作成していない

作成済みの場合

遺言書の種類は ☐ 公正証書 ☐ 自筆証書 ☐ その他

作成年月日 年 月 日

保管場所

遺言執行者

遺言執行者が ☐ いる ☐ いない

遺言執行者がいる場合

遺言執行者の 名 前

連絡先



遺言書は、法律にしたがって正しく作成されたものだけが有効です。遺言書を作成するときは、専門家に相談しましょう。

任意後見契約について

Note

任意後見人を

※該当する項目に ☒

☐ 依頼済み ☐ 依頼していない

依頼済みの場合

任意後見人の 名 前

連絡先

お任せ
下さい

空き家片付け

●ゴミ屋敷の片付け ●残置物撤去 ●特殊清掃 など何でも

生前整理 / 遺品整理

●家財道具の整理
●物置整理・撤去 etc...

まずはお問い合わせください!!

048-606-3570

電話対応 / 8:00~21:00

女性スタッフ
活躍中!!



おかたづけのスペシャリスト
家財整理サービスふじいろ



見積無料

●遺品整理士 IS09070 ●遺品査定士 AM01580
●事件現場特殊清掃士 CSC02046 ●終活アドバイザー A-2017110784
●古物商許可証 431390035735

URL <https://fujiiro.info>



合同会社 藤色 一般社団法人 遺品整理認定協会所属 さいたま市見沼区大谷149-19

Email d.g@llc-fujiiro.com

法定相続人の確認

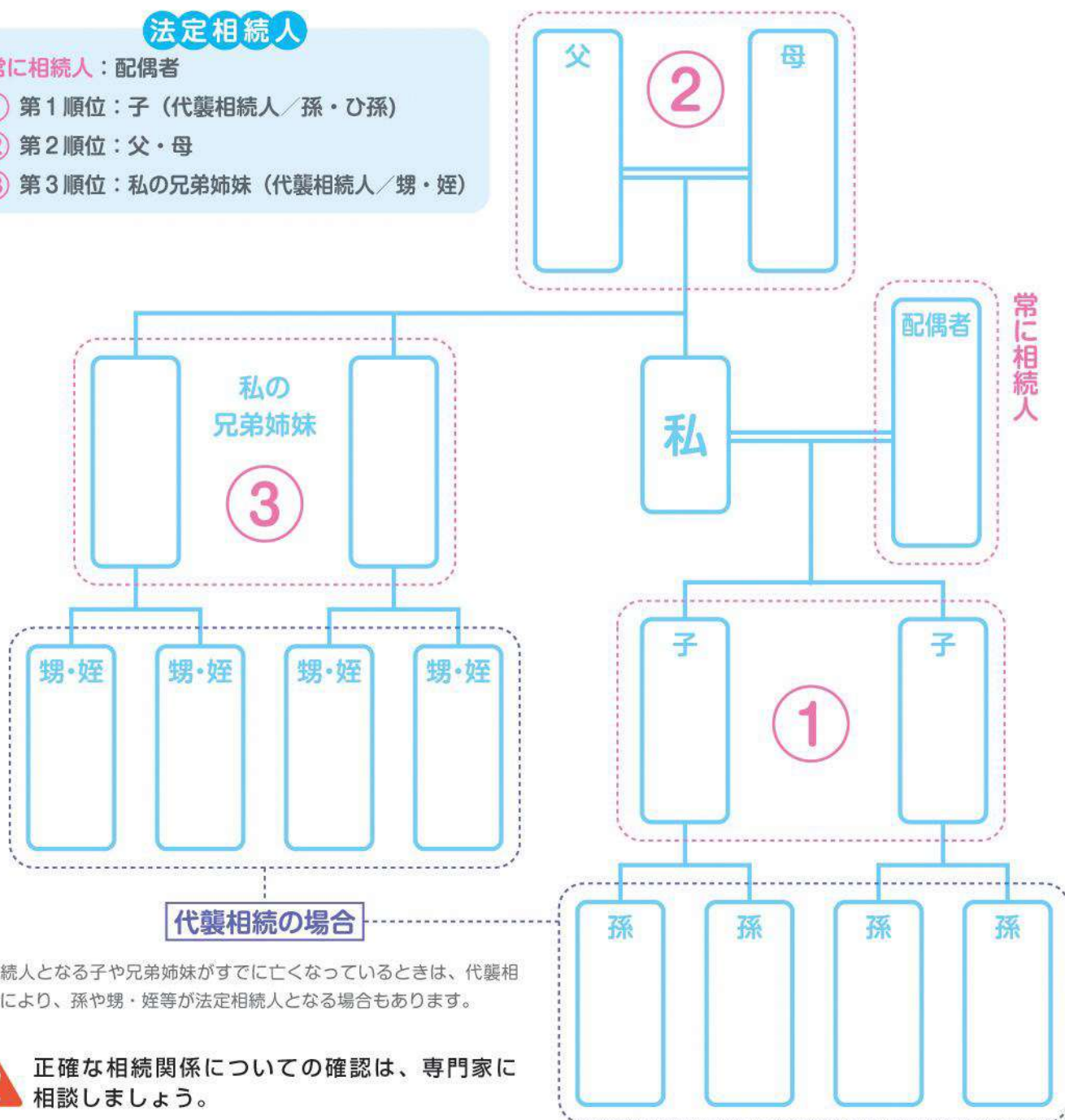
Note

●相続の関係図を書き込んで、お家を相続する人を確認してみましょう。

法定相続人

常に相続人：配偶者

- ① 第1順位：子（代襲相続人／孫・ひ孫）
- ② 第2順位：父・母
- ③ 第3順位：私の兄弟姉妹（代襲相続人／甥・姪）



※相続人となる子や兄弟姉妹がすでに亡くなっているときは、代襲相続により、孫や甥・姪等が法定相続人となる場合もあります。



正確な相続関係についての確認は、専門家に相談しましょう。

遺言

任意後見

その他
公正証書

大切な契約や遺言は公正証書で

☎048-524-9733 相談無料 (事前予約制)

熊谷駅から 徒歩3分 熊谷市筑波3-4 朝日八十二ビル4F

熊谷公証役場

営業時間 9:00～12:00 / 13:00～17:00
(12:00～13:00は休憩時間とさせていただきます)
休業日 土曜・日曜・祝日・年末年始



色々な理由で
解体できないなら

空き家の

利活用

を考え
ましょう。

空き家と
言っても、まだまだ
住めるし…



家族の思い出が
詰まった家
だしなあ…

空き家の解体に踏み切れないなら、まずは空き家を利活用する方法を考えてみましょう。

利活用の方法 **たとえば…**

1

**地域のために活用できる
施設として改修する。**

●地域交流拠点 ●子育て支援拠点 ●教育・文化活動拠点など

市の**補助金**制度を
利用できます。
(15ページに情報掲載)

2

**家を必要としている人に
賃貸・売却する。**

「**空き家等バンク**」に
登録しましょう。
(18ページに情報掲載)

3

「埼玉県空き家コーディネーター」を利用する。



空き家コーディネーター 埼玉県

検索

●上記以外にも国や自治体、民間企業で様々な空き家対策事業が展開されています。

空き家は大きな社会問題です。「そのうちに…」ではなく「**今すぐ**」対策を講じましょう。



うちの**家**どうする？

～ 想いを未来に引き継ぐために～

●修繕して活用 ●解体して古材利用 ●現状のまま次利活用者へ



古民家再生総合調査 (古民家の現在のコンディションを知る調査)



一般社団法人

～ 私たちにお任せください～

古民家再生協会埼玉

☎0494-26-5565

秩父郡横瀬町横瀬1387番地

<https://kominka-saitama.org>



行田市空き家利活用補助金

地域活性化施設として空き家を**利活用**する際に要する改修費用の一部を**補助**します!!

補助対象事業

●補助対象空き家を**地域の活性化の用途に5年間又は10年間利活用**するために所有者等が市内事業者[※]に施工させる改修工事等を行う事業。

※ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動、公益を害するおそれのある活動、公序良俗に反するおそれのある活動の用途を目的とする事業は除きます。

補助対象となる地域活性化施設とは

●地域の交流、にぎわい等の地域活性化の用途に供するもの。

活用用途

具体例

地域交流拠点 高齢者の居場所、市民活動・グループ活動を行う施設 等

子育て支援拠点 こども食堂 等

教育・文化活動拠点 放課後学習支援施設、
手工芸・絵画・料理教室等を行う施設 等

※上記以外の用途でも地域の活性化に資すると市長が認める場合は補助対象となります。

補助の対象者

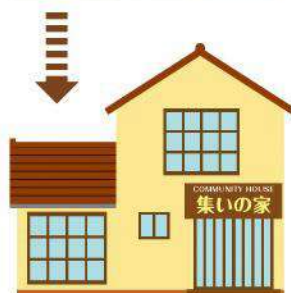
●次のいずれにも該当する者。

○補助金の交付の対象となる空き家の所有者、又は補助金の交付の対象となる事業を実施することについて所有者の承諾を受けた賃借人であること

○補助対象事業について、市のホームページへの掲載等、事例として紹介されることについて了承できること

○市税を滞納していないこと

○行田市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員でないこと



補助率・補助金上限

●5年間活用の場合、補助対象経費の **1/2の額：上限100万円**

●10年間活用の場合、補助対象経費の **2/3の額：上限200万円**

その他注意事項

●補助金の交付には、上記以外にも条件・規約等がございますので、必ず事前にご相談ください!!

問い合わせ

行田市役所 都市整備部 建築開発課（空き家対策担当）

☎048-550-1551（直通） FAX 048-553-4544

E-mail k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp



リフォーム
株式会社 **浦野建具**
☎048-556-4382

●総合リフォーム ●家具
●建具 ●外構 ●諸工事



建設業許可：埼玉県知事（般-6）第77904号 宅建業：埼玉県知事（1）第25224号

老朽化した
空き家は…

早めの**解体**で安心を!

- 2ページに記載したように、放置された空き家は様々な問題を引き起こします。
- 住む人がいないまま十分な管理ができない空き家は、早めの解体を検討しましょう。



とは言っても
解体するにはお金が
かかるしなあ…

更地にしたら
固定資産税が高く
なるっていうし…

…などと **先送り** しても

問題 は **大きく** なるだけ!!



**解体費用は
ますます高騰します。**

廃棄物の増加と慢性的な人手不足によって、処分費用・人件費ともに高騰を続けており、今後下がることはないと予想されています。



**税額が高くなる
可能性があります。**

空き家を放置し「管理不全空き家等」「特定空き家等」として勧告を受けると、固定資産税の住宅用地特例は解除され、税額が高くなる可能性があります。



倒壊等によるトラブルのリスクが高まります。

**高額な賠償金が
発生する場合も!!**

老朽空き家等を解体する場合の補助金制度があります。(次ページに掲載)

建物解体工事

●土木工事 ●舗装工事

空き家の解体 お任せください。

TEL048-548-4435

FAX048-548-6511

●営業時間/9:00~17:00

株式会社 岡田工業

〒369-0137 鴻巣市大芦412

建設業許可/埼玉県知事許可 第010168号
産業廃棄物収集運搬業許可/01101052342



老朽空き家等を解体する場合に補助金を交付します。

市では、老朽空き家等を解体する方への補助制度を実施しています。

補助対象となる老朽空き家など

補助対象となる老朽空き家等は、次のすべてに該当する場合となります。

- 市から、条例に基づく助言又は指導を受けたもの。
- 当該老朽空き家等が個人所有であるもの。
- 当該老朽空き家及び同一敷地内の他の建築物並びにその敷地が、1年以上使用されていないもの。
- 公共事業の補償の対象となっていないもの。
- 所有権以外の権利が設定されていないもの。
- 市が定める基準に基づき危険と判断されたもの。
(評点280点中100点以上)
- 市から、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告を受けていないもの。

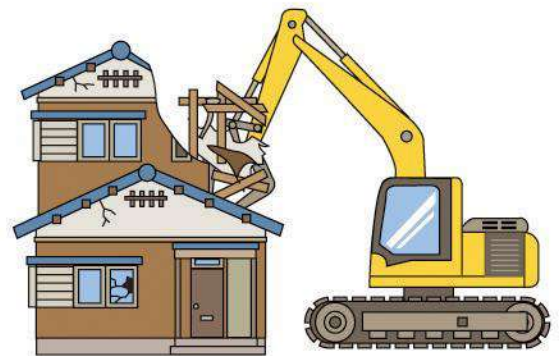


補助対象者

- 老朽空き家の所有者又は相続人。
- 市税の滞納がないこと。
- 過去に当該補助制度を利用していないこと。

補助金額

- 解体工事に要した費用の1/2以内で、
上限30万円となります。



注意点

- 解体工事の契約は、補助金交付決定後に行ってください。
- 建築開発課または市ホームページで詳細を確認の上、申請してください。

問い合わせ

行田市役所 都市整備部 建築開発課（空き家対策担当）

☎048-550-1551（直通） FAX 048-553-4544

E-mail k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp

シロアリ ネズミ ゴキブリ ハチ ハクビシン アライグマ

お任せください!! 害虫・害獣対策 TEL 048-525-0156

あなたの街のプロ集団
西武消毒株式会社 熊谷支店

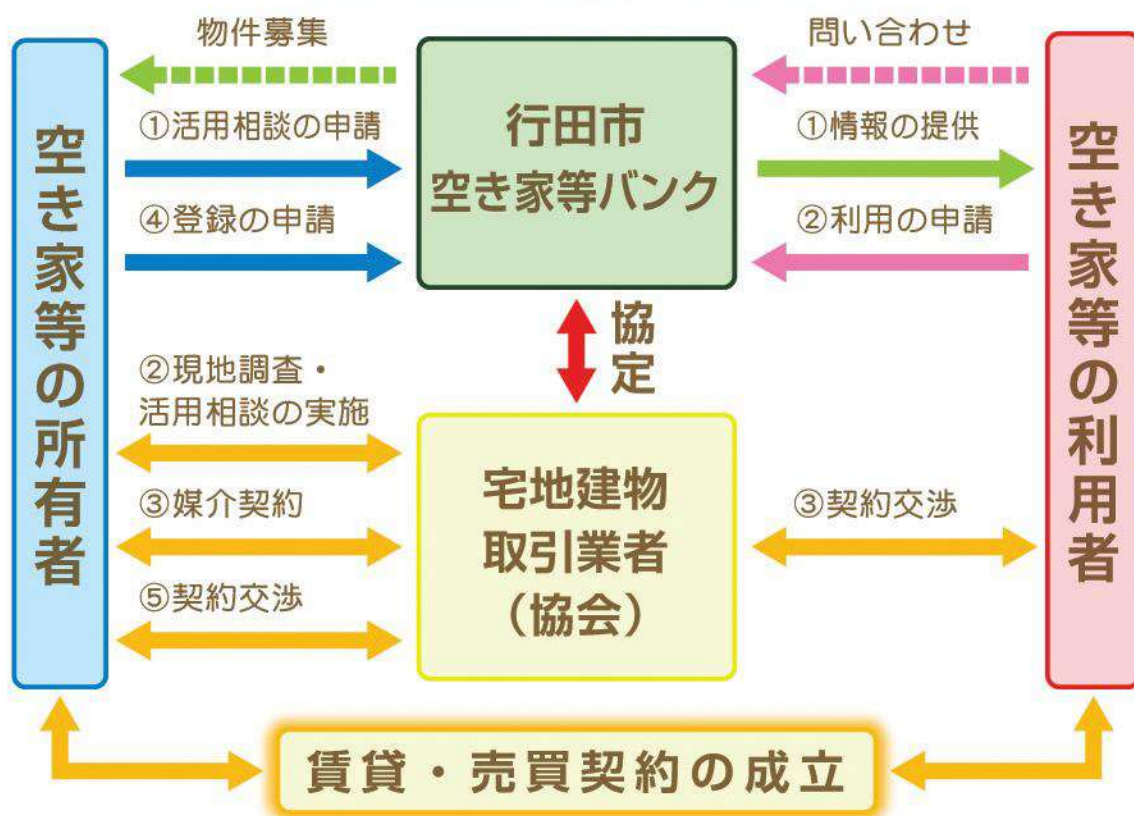
熊谷市代1016-4 FAX048-525-1516
https://www.seibu-s.co.jp
登録：建築物ねずみ昆虫等防除業・特定毒物使用者指定第7号

行田市空き家等バンク

行田市内に空き家・空き地をお持ちの方、**空き家等バンク**に登録しませんか？

- 空き家等バンクは、移住促進と空き家の抑制を目的とした制度です。空き家等を売りたい・貸したい方に物件を登録していただき、市のホームページ等を通じて、利用を希望する方に情報提供します。
- 市と協定を締結した協会から選ばれた宅地建物取引業者をご紹介しますので、安心してご相談いただけます。

行田市空き家等バンクのしくみ



ポイント1

住宅に限らず、すべての建築物と空き地を受付します。

ポイント2

現在使用している物件でも近く使用されなくなる予定であれば受付します。

ポイント3

状態が良くなくても、不動産のプロが活用相談に応じます。

※空き家等バンクの登録期間は2年間です。

※登録は無料です。契約が成立した場合、宅建業者へ支払う仲介手数料が発生します。

※契約の交渉は当事者の責任において行うものとし、市は一切関与いたしません。

問い合わせ

行田市役所 都市整備部 建築開発課（空き家対策担当）

☎048-550-1551（直通） FAX 048-553-4544

E-mail k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp

行田市 空き家等バンク

検索



弁護士による 法律相談

相続や贈与など法律上の問題について専門家である弁護士がご相談をお受けいたします。

相談内容	●相続 ●贈与 ●離婚 ●債権債務など 法律上の各種問題について
対象者	行田市民
相談料	無料
相談場所	行田市産業文化会館2階 第一会議室  
相談日時等	●毎月第2木曜日 午後1時30分から午後4時00分まで (受付最終回は午後3時35分) ●毎月第4火曜日 午前9時30分から正午まで (受付最終回は午前11時35分) ※完全予約制 (各日6組限定・先着順、相談時間は1組につき25分) ※相談日は変更となる場合があるため、詳細は下記二次元コードのサイトから確認してください。 ※時間に限りがありますので、ご相談内容をあらかじめ整理したうえでお越しください。
申込方法	●第2木曜日分：前月の15日から ●第4火曜日分：相談月の1日から 電話又は地域活動推進課窓口で、予約の受付を開始します。 (開始日が閉庁日に当たるときは、翌開庁日から開始) ●受付時間は、午前8時30分から午後5時15分です。
その他	●都合によりご予約をキャンセルする場合は、必ず事前にご連絡ください。 ※無断キャンセルをされた場合、今後のご予約をお断りする場合があります。 ●同一案件での2回目以降の相談はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。
問い合わせ	行田市役所 地域活動推進課 ☎048-556-1111 (内線252) 行田市 法律相談 検索 

空き家予防のために… 相続おしかけ講座

将来、家族に負担をかけないための『相続ココだけの話』

- 「自分に何かがあったとき…」 「認知症になったとき…」 家族に負担をかけないために今できることって何だろう…。相続おしかけ講座は、そんな悩みにお応えする講座です。
- 相続や認知症への備えについて、専門家が分かりやすく説明してくれます。



**費用
無料**

講師は相続に詳しい
行政書士
司法書士

高齢者サロン
自治会などの集会に
講師を派遣

対話形式で
相談しやすい講座

申込方法

- 申込書に必要事項を記入の上、希望日の1か月前までに下記の窓口へご提出ください。
- 申込書は行田市WEBサイト「行田市相続おしかけ講座」のページでダウンロードできます。

申込書 提出先

行田市役所 都市整備部 建築開発課（空き家対策担当）

☎048-550-1551（直通） FAX 048-553-4544

※「相続おしかけ講座」は、市町村、埼玉司法書士会、埼玉県行政書士会及び埼玉県住宅供給公社が協働して実施する事業です。
※当該年度の予算が無くなり次第、講師の派遣は終了しますので予め御了承ください。

故人様への想いを何よりも大切に… **家族葬**のことなら



セレモニーホール
花みずき 行田





コスモ葬祭株式会社
行田営業所／熊谷営業所

●大ホール(10～50席) ●小ホール(～10席) ●火葬式／一日葬／家族葬

0120-400-402

行田市城西3丁目2-4

年中無休・24時間対応



行田市斎場をはじめとする各公営斎場でのご葬儀にも対応いたします。 <https://www.cosumo-sousai.com>



ファイブイズホーム

〒361-0056 埼玉県行田市持田 3-2-17

TEL.048-553-2272

<https://www.fiveishome.jp>

ファイブイズホーム

検索

空き家の定期的な管理が難しい…

- ✓ 実家が空き家に。遠方で管理が難しい
- ✓ 他に家があるので相続した家に住めない
- ✓ 親戚にみまわりをお願いしているけど申し訳ない



こんなお悩み**解決**します！

費用も安心！月額3,000円

【空き家管理でお困りの方に】手間いらず

「みまわりサービス」

行田市、高崎線沿線にある空き家をお持ちの方で、
定期的な管理が難しいという方にとってもおすすめです！



■埼玉県知事免許(6)第17802号

有限
会社

プライスホーム

すまい選びのパートナー

■(公社)埼玉県建物取引業協会会員 ■(公社)全国宅地建物取引業保証協会会員
■(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟



048-593-7575

北本駅 西口 徒歩4分 ☎ ph@pricehome.co.jp

〒364-0031 埼玉県北本市中央3-83-4 プライスIビル 1階



プライスホーム 北本 検索

公式ホームページ

<https://www.pricehome.co.jp>



どんなに古い家でも あきらめずにご相談ください!



ゴミ屋敷

再建築不可

雨漏り

築古

借地・底地

白アリ

傾き

事故物件

どんな物件でも
安心してご相談ください

空家・戸建 IYESATION が

仲介手数料無料

老後や相続、資金調達等
不動産に関するお悩みを
抱えていませんか?

片付け不要

そのまま買います!

全国191店舗 / 埼玉県全域買取強化中 鴻巣店出店予定

0120 FreeDial **0120-231-884**

IYESATION 小川町店 株式会社 ライフアップエステート

■埼玉県知事(第1)第24539号 ■(公社)全国宅地建物取引業保証協会会員 ■(公社)埼玉県宅地建物取引業協会会員 ■(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

相談・査定 無料
秘密厳守

定休日 火・水曜日

比企郡小川町腰越179-2



空き家・空き地

お住まいのお悩みなんでもご相談ください。

空き家、空き地
どうしよう...

売却

賃貸

解体

管理

リフォーム

不用品を
片付けたい

クリーニング

**遺品整理を
したい**

**相続のこと
相談したい**

空き家を
キレイにしたい

《 専門スタッフが解決します。 見積り無料 》

【各種資格・専門家】不動産コンサルティングマスター・空き家相談士・しるあり防除施工士・遺品整理士 等

各事業部と関連会社の連携により
お客様のニーズに合わせたご提案を
スムーズに実現



関東メンテックスグループ

〒367-0046 埼玉県本市栄3丁目2-10

0120-533-583




《ビルメンテナンス・総合建設》
関東メンテックス株式会社
本庄本店 TEL0495-23-4334
群馬支店 TEL027-386-2776

《ハウスマネジメント・クリーニング》
マモリエ 本庄店
TEL0800-5555-700

《リサイクル事業部・総合リサイクルストア》
リユースマーケット
TEL0495-71-7581

《ハウスマネジメント・クリーニング》
株式会社ネクストステージ
TEL0495-71-5422

《不動産・経営・各種コンサルティング》
アイケーデザイン株式会社
TEL0495-23-3555

不動産買取

ネクストステージでは不動産取引を「仲介」するのではなく、お客様から直接「買取」します。

直接買取 だから
仲介手数料不要
短期間で現金化
契約不適合責任免除

不用品回収・買取

メンテックスリサイクル事業部では回収処分のほか「買取」も行っております。処分費用が買取価格分お安くなります。

回収処分費用 買取金額
回収処分費用から買取分を差し引いた代金をお支払い

空き家・空き地管理

遺品整理

ハウスマネジメント・クリーニング

リフォーム

解体工事

お気軽にご相談ください。